総務財政委員会

 令和5年9月19・20日

 総務部 資料3番

 所管 人事課

# 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

# 1 改正理由

職員の扶養手当等の支給に関して、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとするほか、規定を整理するため、条例を改正する。

## 2 改正概要

- (1) 職員へのパートナーシップ制度の適用に伴う規定整備
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律(令和5年法律第14号)の改正に伴う規定整備

## 3 施行日

令和5年11月1日 ただし、(2)については公布の日

## 4 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

### ○職員の給与に関する条例

昭和 26 年 10 月 16 日 条例第 19 号

令和 4 年 11 月 30 日第 48 号

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24 条第6項の規定に基き、この条例を定める。

### 第1条 (略)

(給料)

第2条 給料は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年条例第43号。以下「勤務時間条例」という。)第2条、第3条第1項及び第2項並びに第5条に規定する正規の勤務時間(第15条第3項を除き、以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び災害派遣手当人で受害派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)を除いたものとする。

#### 2 (略)

第3条から第9条の3まで (略) (扶養手当)

- 第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生 計の途がなく主としてその職員の扶養を受け ているものをいう。
  - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) 又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)

旧

## ○職員の給与に関する条例

昭和 26 年 10 月 16 日 条例第 19 号

令和4年11月30日第48号

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24 条第6項の規定に基き、この条例を定める。

#### 第1条 (略)

(給料)

第2条 給料は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年条例第43号。以下「勤務時間条例」という。)第2条、第3条第1項及び第2項並びに第5条に規定する正規の勤務時間(第15条第3項を除き、以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、増入地勤務手当、超過勤務手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び新型インフル工工が等緊急事態派遣手当を含む。)を除いたものとする。

#### 2 (略)

第3条から第9条の3まで (略) (扶養手当)

- 第 10 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
  - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係 と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31 日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31 日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31 日までの間にある弟妹
- (6) 心身の著しい障害により、将来にわたり 労務に携わることができない者

3及び4 (略)

第11条及び第11の2 (略)

(住居手当)

- 第11条の3 住居手当は、次の各号のいずれか に該当する職員に支給する。
  - (1) 世帯主(これに準ずる者を含む。次号において同じ。)である職員(公舎等で規則で定めるものに居住する職員を除く。)のうち、自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃(使用料を含む。次号において同じ。)を支払つているもの
  - (2) 第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方(配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)が現に居住する住宅(公舎等で規則で定めるものを除く。)に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払つているもの

2及び3 (略)

第12条 (略)

(単身赴任手当)

第12条の2 公署を異にする異動又は在勤する 公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病 その他の規則で定めるやむを得ない事情によ り、同居していた配偶者<u>又はパートナーシップ</u> <u>関係の相手方</u>と別居することとなつた職員で、 当該異動又は公署の移転の直前の住居から当 該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署 旧

- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31 日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31 日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31 日までの間にある弟妹
- (6) 心身の著しい障害により、将来にわたり 労務に携わることができない者

3及び4 (略)

第11条及び第11の2 (略)

(住居手当)

- 第11条の3 住居手当は、次の各号のいずれか に該当する職員に支給する。
  - (1) 世帯主(これに準ずる者を含む。次号において同じ。)である職員(公舎等で規則で定めるものに居住する職員を除く。)のうち、自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃(使用料を含む。次号において同じ。)を支払つているもの
  - (2) 第 12 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(配偶者のない職員にあつては、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子)が現に居住する住宅(公舎等で規則で定めるものを除く。)に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額 2 万 7,000 円以上の家賃を支払つているもの

2及び3 (略)

第12条 (略)

(単身赴任手当)

第12条の2 公署を異にする異動又は在勤する 公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病 その他の規則で定めるやむを得ない事情によ り、同居していた配偶者と別居することとなつ た職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住 居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤 する公署に通勤することが通勤距離等を考慮

に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、3万円(規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者 又はパートナーシップ関係の相手方の住居と の間の交通距離(以下単に「交通距離」という。) が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、1万4,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額)とする。

3から5まで (略)

第13条から第22条の1まで (略)

(災害派遣手当)

- 第22条の2 次の各号に掲げる職員(以下「派 遣職員」という。)には、当該各号に定める災 害派遣手当を支給する。
  - (1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第31条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため自己の住所又は居所を離れて大田区に派遣された職員同法第32条第1項に規定する災害派遣手当(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。)において準用する場合にあつては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8において準用する場合にあつては特定新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8において準用する場合にあつては特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)

(2) (略)

2及び3 (略)

第22条の3及び第23条 (略)

付 則

(施行期日)

して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、3万円(規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、1万4,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額)とする。

3から5まで (略)

第13条から第22条の1まで (略)

(災害派遣手当)

- 第22条の2 次の各号に掲げる職員(以下「派 遣職員」という。)には、当該各号に定める災 害派遣手当を支給する。
  - (1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第31条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため自己の住所又は居所を離れて大田区に派遣された職員同法第32条第1項に規定する災害派遣手当(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。)において準用する場合にあつては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において準用する場合にあつては新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当)

(2) (略)

2及び3 (略)

第22条の3及び第23条 (略)

新	旧
1 この条例は、令和5年11月1日から施行す	
る。ただし、第2条第1項及び第 22 条の2第	
1項第1号の改正規定は、公布の日から施行す	
<u>る。</u>	
(職員の給与に関する条例の一部を改正する条	
例の一部改正)	
2 職員の給与に関する条例の一部を改正する	
条例(平成30年条例第4号)の一部を次のよ	
うに改正する。	
改め文略(別紙 新旧対照表のとおり)_	

○職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例

> 令和5年 月 日 条例第 号

付 則

1から10まで (略)

- 11 平成30年3月31日において、この条例によ る改正前の職員の給与に関する条例第 10 条第 2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち 1人(職員に配偶者のない場合に限る。以下「配 偶者を欠く一子」という。)を扶養することに より扶養手当を受けている職員(同号に該当す る扶養親族たる子(配偶者を欠く一子を除く。) を扶養することにより扶養手当を受けている ものを除く。)が、施行日以後、引き続き、配 偶者を有しない場合(職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例(令和5年条例第 号) の施行の日以後にあっては、配偶者及びパート ナーシップ関係 (双方又はいずれか一方が性的 マイノリティであり、互いを人生のパートナー として、相互の人権を尊重し、日常の生活にお いて継続的に協力し合うことを約した二者間 の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権 者が認める二者間の関係をいう。)の相手方(以 下「パートナーシップ関係の相手方」という。) のいずれも有しない場合)で、かつ、満 15 歳 に達する日後の最初の4月1日から満22歳に 達する日以後の最初の3月31日までの間にな い配偶者を欠く一子を扶養する場合(当該職員 が改正後の条例第 10 条第 2 項第 2 号に該当す る扶養親族たる子を新たに扶養することによ り扶養手当の支給額が改定されるときを除 く。) その他これに準ずる場合には、改正後の 条例第 10 条の規定及び前項の規定にかかわら ず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に 定める月額の配偶者を欠く一子に係る扶養手 当を支給するものとする。
  - (1) 平成30年度 1万1,500円
  - (2) 平成31年度から平成35年度まで 1万3,000円
- 12 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者又はパートナーシップ関係の相手

ĺΗ

○職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例

> 平成 30 年 3 月 12 日 条例第 4 号

付 則 (平成30年3月12日条例第4号) 1から10まで (略)

11 平成30年3月31日において、この条例によ る改正前の職員の給与に関する条例第 10 条第 2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち 1人(職員に配偶者のない場合に限る。以下「配 偶者を欠く一子」という。) を扶養することに より扶養手当を受けている職員(同号に該当す る扶養親族たる子(配偶者を欠く一子を除く。) を扶養することにより扶養手当を受けている ものを除く。)が、施行日以後、引き続き、満 15 歳に達する日後の最初の4月1日から満22 歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 にない配偶者を欠く一子を扶養する場合(当該 職員が改正後の条例第 10 条第2項第2号に該 当する扶養親族たる子を新たに扶養すること により扶養手当の支給額が改定されるときを 除く。) その他これに準ずる場合には、改正後 の条例第 10 条の規定及び前項の規定にかかわ らず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号 に定める月額の配偶者を欠く一子に係る扶養 手当を支給するものとする。

- (1) 平成30年度 1万1,500円
- (2) 平成31年度から平成35年度まで 1万3,000円
- 12 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同

方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合(当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。)には、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

#### 13 (略)

14 付則第 11 項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者 又はパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和5年条例第一号)の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日)の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。

15から17まで (略)

項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合(当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満 15 歳に達した日以後の最初の3月31 日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。)には、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

旧

## 13 (略)

14 付則第 11 項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。

15 から 17 まで (略)